

## 第38号議案

### 「品川区行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例」の概要

#### 1 趣旨

工業標準化法が改正され、産業標準化法となったことに伴い、同法が定める「日本工業規格」（いわゆるJIS規格）の名称が「日本産業規格」に改められた。

「品川区行政不服審査法施行条例」において、本件規格の名称が引用されていることから規定を整備する。

#### 2 改正内容

| 新  | 旧  |
|--|--|
| 第2条 第1項および第2項 （省略）<br>3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第5項（審査庁が資料交付を行う場合を含む。）および法第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第5項の規定により、第1項の手数料を減額し、または免除することができる場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者または手数料を納付する資力がないと認められる者から申請があったときその他特別の理由があると認めるときとする。<br>第4項および第5項 （省略）<br><br>別表（第2条関係） （省略）<br>備考<br>1 （省略）<br>2 書面または書類の写し（電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として <u>日本産業規格A列4番</u> による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、 <u>日本産業規格A列4番</u> による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。 | 第2条 第1項および第2項 （省略）<br>3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第5項（審査庁が資料交付を行う場合を含む。）および法第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第5項の規定により、 <u>前項</u> の手数料を減額し、または免除することができる場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者または手数料を納付する資力がないと認められる者から申請があったときその他特別の理由があると認めるときとする。<br>第4項および第5項 （省略）<br><br>別表（第2条関係） （省略）<br>備考<br>1 （省略）<br>2 書面または書類の写し（電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として <u>日本工業規格A列4番</u> による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、 <u>日本工業規格A列4番</u> による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。 |

#### 3 施行日

公布の日